

# 令和6年度 横浜市身体障害者奨学生

## 募集要項

身体障害者の社会的自立の促進を目的とし、経済的理由により高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校、教員養成機関の学資の負担が困難な方で、選考により採用決定した方を対象に、学資(奨学金)を支給します。

### 申込期間

**令和6年4月1日(月)から5月27日(月)まで(※当日消印有効)**

※本年度の申込みは、この期間外には受け付けません。

令和5年度に奨学金を受けた方が、令和6年度に引き続き志願する場合も申込みが必要です。

### 1 応募要件

- (1) 本人又は保護者のいずれかが、市内に引き続き1年以上居住していること
- (2) 身体障害者手帳を持っていること
- (3) 2ページに掲げる学校等に在学し、社会的自立を目指していること

※なお、学校種別によっては国公立学校の場合等、非該当となる要件があります。

**必ず2ページをご確認ください。**

- (4) 学業成績良好なこと

前年度の全履修科目の評価の平均値が3.00以上。ただし、履修科目に体育または保健体育がある場合は、その評価を除くことができます。

- (5) 学資の負担が困難であると認められる世帯に属すること

志願者の生計を担っている最多所得者の年間所得額が市の定める所得基準額以下であること

【参考:所得基準額表】

扶養家族数	0人	1人	2人	3人	4人
所得基準額	4,596,000 円	4,976,000 円	5,356,000 円	5,736,000 円	6,116,000 円

※扶養親族等の数は所得申告で、扶養親族として申告されている16歳未満の方も含まれます。

※扶養家族数が5人をこえるときは、1人増すごとに380,000円を加算します。

※その他、障害者控除等の諸控除があります。

- (6) その他の要件

#### ア 年齢要件

申込年度中に60歳に達しない方を対象とします。

#### イ 学士等要件

学士取得済の方が再度学士入学(編入学)するなど、同等の卒業資格を得る修学の場合は、真に社会的自立を促進すると認められる場合のみを対象とします。

#### ウ 推薦内容

学校等からの推薦調書等の所見欄に記載のない場合は、学力等を判断できないものとして対象としません。

## 2 申込できる学校等及び支給月額

月額支給額以外に、入学時又は進学時の支度金として、4月に限り5,000円の加算があります。  
 なお、支給額(月額・加算額ともに)は、予算の範囲内での支給となるため、減額となる場合があります。

学校等種別			該当(○) 非該当(×)	支給月額(上限額)
高等学校	普通科	国立及び公立	×(※1)	—
		私立	○	10,000円
	専攻科及び別科	国立及び公立	○	7,000円
		私立	○	10,000円
中等教育学校 後期課程	普通科	国立及び公立	×(※1)	—
		私立	○	10,000円
	専攻科及び別科	国立及び公立	○	7,000円
		私立	○	10,000円
高等専門学校 第3学年以下	国立及び公立	×(※1)	—	
	私立	○	10,000円	
特別支援学校 高等部	普通科	国立及び公立	×(※1)	—
		私立	○	6,000円
	専攻科及び別科	国立及び公立	○	
		私立	○	
大学 (短大、大学院、専門職大・短大含む)	国立及び公立	○	18,000円	
	私立	○	21,000円	
高等専門学校 第4～第5学年	国立及び公立	○	18,000円	
	私立	○	21,000円	
専修学校及び 各種学校	専修学校 高等課程	国立及び公立	×	—
		私立	○	11,000円
	専修学校 専門課程(※2)	国立及び公立	○	18,000円
		私立	○	21,000円
	その他	国立及び公立	○	11,000円
		私立	○	
教員養成機関	国立及び公立	○	18,000円	
	私立	○	21,000円	

(※1) 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の対象となる高等学校等のうち、国公立の普通科は対象となりませんので、ご注意ください。

(※2) 専修学校専門課程は、次の要件を満たす場合に限りです。

「修業年限が2年以上であること」及び「課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること」

### 3 支給期間

各学校等における正規の修業年限内であって、令和6年4月から令和7年3月までの1年間

### 4 支給方法

採用決定を通知した後、指定の金融機関口座に1年間分(支給月額×12か月(4月分に限り5,000円以内の加算あり))の支給額を一括して振り込みます。

### 5 申込方法

**志願者は学校等に書類を提出し、学校等から横浜市へ申込期間内に提出いただきます。**

- (1) 志願者は、「身体障害者奨学生願書(第1号様式)」を記入のうえ、必要書類を準備し、学校長等(大学の場合は学部長、研究科長/教員養成機関の場合は施設長でも可)へご提出ください。

※様式は横浜市こども青少年局障害児福祉保健課及び各区役所(福祉保健センター)で配付しています。

※横浜市ウェブページからもダウンロードできます。



横浜市 身体障害者奨学金  
で検索

- (2) 学校長等は、「推薦調書(第2号様式)」等を作成し、必要書類をまとめて、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課へ郵送にてご提出ください。

※学校長等、学校等関係者の方は「学校等用書類」(8~10 ページ参照)をご確認ください。

### 6 必要書類

新入学・転入学する方と在学生の方は必要書類が一部異なります。

下表を参考に書類をご準備ください。なお、提出書類に不足や不備があった場合は、再提出や追加提出をいただくことがあります。また、提出された書類は返却しませんのでご承知おきください。

必要書類	令和6年4月から 新入学・転入学する方	令和6年3月以前 から現在の学校等に 在籍している方
身体障害者奨学生願書(第1号様式)	○ 必要	○ 必要
身体障害者奨学生推薦調書(第2号様式) ( <u>現在籍校</u> に記入いただく書類)	○ 必要	○ 必要
身体障害者奨学生推薦証明書(第3号様式) ( <u>前在籍校</u> に記入いただく書類)	○ 必要【注】	× 不要
成績証明書 ( <u>前在籍校</u> に発行いただく書類)	○ 必要【注】	× 不要
住民票 (世帯全員分が掲載されているもの/続柄は有/マイナンバーの記載は無に)	○ 必要	○ 必要
身体障害者手帳のコピー (志願者分のみ/氏名、番号、交付日、障害等級が分かるページ)	○ 必要	○ 必要

**【注】前在籍校を卒業して5年以上経過している等のために「推薦証明書」や「成績証明書」を発行できない場合、それに代えて「成績不発行証明書」(成績証明ができないことを証する学校所定の証明書でも可)を提出してください。**

なお、この場合は、現在籍校から入学後最初の成績が出たのちに、追加書類として「推薦調書」

をご提出いただくことになります。そのうえで選考を行うため、決定の時期が遅れます。詳細はお問合せください。

## 7 奨学生採用(不採用)の決定

選考結果は7月(予定)に、在籍している学校等及び志願者本人に通知する予定です。

## 8 本奨学金の返還

原則不要ですが、次のいずれか特別な事由に該当する場合には奨学金の返還が必要になります。

- ・正当な理由がなく休学、転学、退学したとき
- ・学業成績又は性行が著しく不良なとき
- ・傷病その他の理由により、修学できる見込みがないとき
- ・奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ・奨学生及びその保護者が、いずれも横浜市内に居住しなくなったとき
- ・奨学生であることを辞退したとき
- ・その他奨学生として不適当と認められたとき

## 9 書類提出先・問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課 身体障害者奨学金担当

TEL:045(671)4274 FAX:045(663)2304

メールアドレス [kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp](mailto:kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp)

★募集に際しては、身体障害者奨学生願書(第1号様式)の所得基準を確認するための欄に関するお問合せをいただくことが多いため、QAを掲載します。

### Q:「生計を同一にする方」とはこういったことを指しますか。

#### A:「生計を同一にする方」とは

「志願者の生活費に充てる主な収入を得ている方の収入」で同じく生活を営む方のことです。

例① 家族のうち、遠方進学や単身赴任等で一緒に住んでいない方がいても、その方の生活費の大部分を志願者と同じ主たる生計者の収入から出している場合は、生計を同じくする家族と考えます。

例② 志願者の親と祖父母の全員の収入を合わせて家族全員が生活する費用としている場合は、祖父母も生計を同じくする家族と考えます。

#### 「生計が同一でない方」とは

「志願者の生活費に充てる主な収入を得ている方とは違う方の収入」で生活を営む方のことです。

例 住んでいる家(住所)は同じでも、二世帯住宅で親世帯(志願者の祖父母)と子世帯(志願者の親)で生活費を完全に分けており、志願者の生活費は志願者の親の収入から出ている場合は、祖父母は生計を同じくする家族ではないと考えられます。

願書の「志願者と生計を同一にする方」の欄には、志願者と生計を同一にしている方をすべて記載してください。欄に入りきらない場合は、別紙により、提出をお願いします。

なお、志願者本人の情報ならびに志願者本人のみの世帯の場合は記載不要です。

### Q:志願者と「生計を同一にする方」の欄の「収入の有無」の記載方法について

A: 志願者と生計を同一にする方のうち、令和5年中(令和5年1月1日～12月31日)に給与収入がある、事業収入がある、年金(公的年金・障害年金・遺族年金等)収入がある、公的扶助(生活保護等)を受けている、パート・アルバイト等の収入がある場合は「有」にチェックを入れてください。扶養に入っているか否かは関わらず、収入がある場合は「有」にチェックを入れてください。

なお、18歳未満の方や学生の方は「無」にチェックを入れてください。学生の場合は「職業」欄に「学生」と記入するとともに、在学学校の校種(願書の2ページ目の注釈(※3)を参照)を記入してください。また、学校を卒業して令和5年度に就職したばかりの家族等(令和4年度時点で学生だった方)も「無」にチェックを入れてください(その場合は学生であったことを「職業」欄に記入してください)。

### Q:市民税の課税状況等の調査の同意について

A: 同意を得られた方は市民税の課税状況等を調査する必要が生じた場合、横浜市が調査します。

同意を得られない方は市民税の課税状況等を調査する必要が生じた場合、その方の所得にかかると令和5年度の課税証明書(令和6年6月1日以降に取得可能)を、志願者が提出する必要があります。

この場合、他の書類を申込期間中に提出し、令和6年6月1日以降速やかに当該年度の課税証明書を追加で送付してください(送付が遅れると、支給が遅れる場合があります)。

なお、志願者本人は、収入の有無に関わらず、市民税の課税状況等の調査の対象となりますので、調査の同意について、チェックをしてください。

志願者や生計を同一にする方に未成年者(20歳未満)がいる場合、調査への同意・不同意の意向について、親権者等(法定代理人)の同意及び記名が必要です。

同意する場合、親権者等の氏名を記名してください。

その他ご不明な点等ございましたら、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課へお問合せください。